



島根県報

平成30年3月27日（火）

号外第35号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

（企業立地課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

- (1) インターネット附随サービス業及びシェアードサービス業であつて、過疎地域に立地する場合（県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。）についての立地規模の基準として、企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が3人以上であることを追加することとした。（第2条・第3条第1項関係）
- (2) 立地規模の基準に係る新たに増加する常用従業員の数の計算に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。（第3条第2項関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5号」を「第6号」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 第2号ウ又はキに掲げる業種（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）

第3条第2号中「常用従業員のうち」を「そのうち」に改め、同条第5号中「の場合」の次に「（県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。）」を、「含む。」の次に「次号において「過疎地域」という。」を、「立地する場合」の次に「（県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。）」を加え、「常用従業員のうち」を「そのうち」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 前条第6号に掲げる業種であつて、過疎地域に立地する場合（県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。） 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が3人以上であること。

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する新たに増加する常用従業員の数の計算に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第7条第2項中「あらかじめ知事に届け出ている場合を除き、工場等の建設又は開設に着手する前に」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則第2条及び第3条の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。